

(第1回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 6年 7月29日
契約業者名	(株)東開発
契約業者の住所	沖縄県名護市字宇茂佐1703番地33
工事の名称	令和5年度読谷道路5工区補強土壁(その1)工事
工事場所	沖縄県中頭郡読谷村字大木地内
工事種別	一般土木工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	道路土木、擁壁工、地盤改良工、道路附属施設工、構造物撤去工、仮設工、共通化設費(技術管理費)
工期(自)	令和 5年 9月19日
工期(至)	令和 6年11月 6日
変更前の契約金額	253,447,700円 (税込み)
変更金額	66,343,200円 (税込み)
変更後の契約金額	319,790,900円 (税込み)
変更理由	数量精査に伴う金額変更

契約変更理由書

工事名：令和5年度 読谷道路5工区補強土壁(その1)工事 (第1回変更)

本工事は、令和5年9月12日付けで、株式会社東開発と契約を締結し、現在鋭意施工中であるが、工事発注後に明らかになった下記理由のとおり、本工事で施工することが有益、必須であることから変更するものである。

記

1. 道路土工

- 1) 補強土壁及び既設函渠側壁部の埋戻しを同時に行う必要があり、既設函渠側壁部の埋戻し追加が生じたため、道路土工を増工する。
- 2) 当初計画されていた、令和5年度読谷道路5工区補強土壁(その2)工事からの土砂流用が不可となり、仮置場への土砂の搬出・搬入の追加が生じたため、道路土工を増工する。

2. 擁壁工

- 1) 破砕材置場から現場への土砂（発生材C-40）搬入の追加により、擁壁工を増工する。
- 2) 当初計上されている、ブラケット足場では、防護柵基礎及び独立L型基礎の施工に対応できないため、枠組足場への変更をしたことにより、擁壁工を増工する。

3. 地盤改良工

地盤反力試験結果、補強土壁支持地盤が岩盤判定であったため、碎石置換工は必要ないと判断し、地盤改良工を減工する。

4. 道路付属施設工

今後設置される落下物防止柵を考慮すると、防護柵基礎等へのアンカーボルト設置が必要であるため、道路付属施設工を追加する。

5. 構造物撤去工

起点～終点間の既設法面モルタル吹付が掘削作業の支障になり、吹付法面取壊しが生じたため、構造物撤去工を追加する。

6. 仮設工

- 1) 終点側函渠に隣接する土地区画整理組合(読谷村)、大木喜納線の通行路確保のため、床板に工事用道路追加した事により、仮設工を追加する。

7. 共通仮設費（技術管理費）

基礎路盤面の許容支持力及び、最大地盤反力度を確認するため平板載荷試験の追加により、技術管理費を増工する。

8. 工期は元設計のとおりとする。